

●香川県告示第24号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課において縦覧に供する。

平成25年1月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する道路敷及び水路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	地 番
亀水町（2）	高松市	亀水町	216番地1、216番地2、216番地4、216番地5、217番地、216番地5、217番地、218番地、220番地1、220番地3、223番地1、224番地1、224番地2、251番地2、251番地3、255番地2、255番地3、255番地4、256番地1、256番地2、256番地5、257番地、263番地2、264番地2、264番地18、265番地17、265番地18、265番地19、265番地22、265番地25、265番地37、268番地1、268番地3、268番地4、268番地12、268番地13、269番地29、269番地30、269番地31、269番地32、269番地36、269番地37、269番地38、269番地39、269番地40、269番地41、269番地42、269番地49、269番地50、269番地51

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所管理課に備え置いて縦覧に供する。）